令和4年度スポーツ振興くじ助成 配分基準

「令和4年度スポーツ振興くじ助成金募集の手引」に定める助成対象の要件に該当する事業については、以下の配分基準に基づき採択するものとする。

1 基本方針

地方公共団体は、「事業内容」「PR協力」の項目ごとに3段階評価、スポーツ団体は、「事業内容」「PR協力」「会計処理」の項目ごとに3段階評価を行う。

各項目の合計で「得点が8割を超えた団体はA評価(助成対象額の100%)」「4割を超え8割以下の得点があった団体はB評価(助成対象額の80%)」「得点が4割以下の団体はC評価(不採択)」とする。

2 事業別の基準

以下に掲げる事業については、事業の特殊性又は助成金の効率的な執行を促すなどの観点から、事業ごとの基準によるものとする。

- (1) スポーツ活動推進事業 (マイクロバス設置事業以外) 申請1年目の団体は、A・Bいずれの評価であっても、前年度の活動状況が不十分な場合は助成対象額の70%とする。
- (2) スポーツ活動推進事業(マイクロバス設置事業) 現物給付であることから、助成対象額どおりとする。
- (3) ドーピング検査推進事業 当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。
- (4) スポーツ仲裁等事業 当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。
- (5) スポーツ指導者海外研修事業 当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。
- (6) 大学スポーツ活動推進事業 当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。
- (7) スポーツ国際貢献・協力活動事業 当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。
- (8) 国際競技大会開催助成 総合競技大会、閣議了解された競技大会及びオリンピック・パラリンピック競技種目の 国際競技大会については、当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。
- (9) 国民体育大会冬季大会の競技会開催支援事業 当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。